

流山市農業委員会
令和7年第3回
総会議事録

令和7年3月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和7年第3回総会議事録

- 1 期 日 令和7年3月10日(月)
- 2 場 所 流山市役所第301会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 11番 山崎 日出男
1番 鈴田 徹
- 5 出席農業委員(委員11名)
1番 鈴田 徹 2番 矢口 優子
3番 池田 操代 4番 金子 文雄
5番 鈴木 亨 6番 金子 孝博
7番 中嶋 清 8番 小菅 康男
9番 石井 保
11番 山崎 日出男 12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員1名)
10番 岡田 長政
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員3名)
1地区 藍川 治助 2地区 森田 元彦
2地区 海老原 節雄
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 事務局主事 窪田 優成
- 10 事務局 事務局長 深津 博樹
事務局次長 染谷 晃
事務局主任主査 秋元 敏男
- 11 会議目次
議案第10号 農地利用最適化推進委員の補充について 1
議案第8号 農用地利用集積計画の決定について 2
議案第9号 農用地利用集積等促進計画の決定について 4
報告第6号 専決処理の報告について 7

▲開会 午後3時2分

○水代会長 ただいまから令和7年第3回流山市農業委員会総会を開会いたします。

○水代会長 ただいまのところ出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より3名出席していることを報告いたします。

なお、10番 岡田職務代理者から欠席の旨届出がありましたので、報告いたします。

○水代会長 次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

11番 山崎委員、1番 鈴田委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、窪田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」から議案第9号「農用地利用集積等促進計画の決定について」と別紙 追加議案でお配りしています議案第10号「農地利用最適化推進委員の補充について」までの3議案について、御審議いただきたいと思います。

また、議事進行の都合上、議案第10号から御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第6号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 先ほど、事務局から説明がありましたように、審議の順番を変更して議事を進行いたします。

議案第10号「農地利用最適化推進委員の補充について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 別紙でお配りしている追加議案書の1ページを御覧ください。

議案第10号

農地利用最適化推進委員の補充について

流山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条に基づく農地利用最適化推進委員の補充について、意見を求める。

令和7年3月10日提出

本案につきましては、令和7年2月24日に他界されました染谷農地利用最適化推進委員の後任についてです。

水代会長とも相談しましたが、任期が残りあと1年あまりであることや、選考に要する手続きの時間等を踏まえ、補充を行わないことで考えております。

農地利用最適化推進委員の補充につきましては、流山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程第8条第2項において『推進委員の欠員が定数の3分の1を超えた場合は、この規程に定める手続きに基づき、速やかに推進委員を補充しなければならない。』と規定されております。

現状、推進委員4名のうち1名欠員ではありますが、欠員が定数の3分の1を超えていないことから、補充しなければならないという規定には該当しないことを申し添えさせていただきます。

説明は以上です。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○**水代会長** これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○**水代会長** 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、農地利用最適化推進委員を補充しないことについて承認する方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第10号については、農地利用最適化推進委員を補充しないことに決定いたしました。

ありがとうございました。

○**水代会長** 次に、議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎**染谷次長** 議案書の1ページをお開きください。

議案第8号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和7年3月10日提出

今月の申請は新規が1件です。

議案の1番の権利者は、流山市名都借にお住まいの方で新規就農者です。

対象となる農地は、野々下二丁目の現況 畑2筆 合計面積1,384平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、1ページにございますので併せて御参照ください。

今月の申請は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が1件です。

権利者については、新たに農地を借りて経営を開始することから、ヒアリングを実施し、農業技術の習得状況や機械の保有状況、営農計画の聞き取りを行い審議いたしました。

本案については、新たに3年間の利用権を設定するものです。

権利者の年齢は、55歳で農業従事者は1名です。

農業従事日数は300日以上を見込んでおります。

農業技術については、15年間、名都借の農家の方の畑の一部を利用させてもらいながら、経験を積み、技術の習得に努めてきたとのことでした。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れること、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第8号については、承認することに決定いたしました。
ありがとうございました。

○水代会長 議案第9号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第9号

農用地利用集積等促進計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積等促進計画案について審議を求める。

令和7年3月10日提出

これまで、主な農地の貸し借りについては、議案第8号で御審議いただきましたように農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画」にて行っておりました。

しかしながら、農業経営基盤強化促進法が改正され、これまでの「農用地利用集積計画」による新たな貸借は、令和7年3月末で廃止になります。

今後、令和7年4月1日以降の日付で、新たに期限付きの農地の貸し借りを開始・更新する案件は「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく貸し借りとなります。

これに伴い、利用集積計画の名称も「農用地利用集積等促進計画」となったため、議案の名称も一部変更となっております。

また、今後は、中間管理機構である千葉県園芸協会を経由した貸し借りとなるため、議案書の転貸人の欄に千葉県園芸協会という記載が入っています。

それでは、議案の説明に移ります。

今月の申請は、6件です。

全て、これまでも利用集積計画で貸借していたため、実質は更新ですが、制度が変わっているため新規扱いとさせていただきます。

始めに、議案1番と2番の権利者が同一のため一括して説明いたします。

権利者は、流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑2筆 合計面積3,308平方メートルです。

利用権の設定期間は、1番は新規により7年間、2番については新規により5年間、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、2ページにございますので併せて御参照ください。

議案の3番の権利者は、流山市深井新田にお住まいの方で職業は兼業です。

対象となる農地は、西深井の田3筆 合計面積2,683平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により5年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案4番と5番については、権利者が同一のため一括して御説明いたします。権利者は、流山市木二丁目にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、中野久木と平方の田2筆 合計面積2,062平方メートルです。利用権の設定期間は、新規により5年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、4ページにございますので併せて御参照ください。

最後に、議案6番の権利者は、流山市松ヶ丘五丁目に本店を置く法人です。

対象となる農地は、名都借の現況畑1筆 面積1,441平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により5年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので併せて御参照ください。

今月の申請は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

山崎委員長。

○山崎委員長 議案第9号「農用地利用集積等促進計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が6件です。

1番と2番の権利者は、同一のため一括して説明いたします。

1番については新たに7年間、2番については新たに5年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は7名、農業従事日数は220日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり作付け済みの状態でした。

次に、3番については、新たに5年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は兼業で、農業従事者は2名、農業従事日数は150日です。

申請地につきましては、写真のとおり刈取済みでした。

次に、4番と5番については、権利者が同一のため一括して説明いたします。

どちらも、新たに5年間の利用権を設定するものです。

権利者の職業は農業で、農業従事者は1名、農業従事日数は、250日です。

申請地につきましては、写真のとおり刈取済みでした。

最後に6番については、新たに5年間の利用権を設定するものです。

権利者は、松ヶ丘五丁目に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は1名、農業従事日数は200日です。

申請地につきましては、写真のとおり作付済みでした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および

農地の効率的利用の確保が図れること、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 私からお聞きします。

6番の農地所有適格法人についてですが、菌床しいたけを生産している法人だと思いますが、写真では菌床しいたけ栽培用のハウスは見当らないのですが、違う畑で栽培しているのですか。

◎事務局(染谷次長) 6番の農地所有適格法人については、別の畑で菌床しいたけを生産しています。

最初に農地の貸借を行った当時は、3反以上の農地の権利を取得しなければ貸借ができないという基準があり、菌床しいたけを栽培している農地と当該農地を合わせて3反を貸借しました。

現在、この面積基準はなくなりましたが、当該農地も引き続き耕作していくことから、今回は、その更新を行うものです。

○水代会長 わかりました。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

◆6番(金子孝博委員) 農地中間管理事業での賃借料の支払いについて、物納の場合はこれまでどおり変わらないのでいいのですが、現金の場合は貸主に直接支払っていたものが、農地中間管理機構からの振り込みによる支払いに変わるわけです。

貸主がいつ入金されるかどうかかわからないと困ると思うのですが、そのような説明をきちんとしているかどうかお伺いします。

◎事務局(染谷次長) 農用地利用集積等促進計画については、農業振興課の所管となっているため、貸主と借主との金銭の詳しいやり取りの内容についてはお答えできませんが、農業振興課と貸主、借主できちんと説明がなされているものと認識しています。

◆6番(金子孝博委員) 私も賃借料について、地権者が東京に住んでおり、東京までわざわざ物納するわけにはいかないので、金銭にしていますが、そのような説明も地権者と相対でできないのでは困ると思います。

今後、金銭で支払う時は、いつ入金されるのかという農地中間管理機構からの説明文書がないと、憶測で物事を言うことになってしまうと思います。

○水代会長 結局のところ、決済方法としてどういう方法を取っているのか、また、農地中間管理機構が管理するので管理手数料が必要となるのかがわからないわけです。

前回説明を受けた時は、直接、賃貸人と賃借人で取引や決済をするようなことを言っていたと思います。

◎事務局(染谷次長) 賃借料については、農地中間管理機構から賃貸人に支払われることになっていますので、支払い方法や支払いの流れなどについて、詳しい説明をするように、事務局から農業振興課へ話しておきます。

○水代会長 決済にはお金が動くので、手数料が取られるのではないですか。

◎事務局(染谷次長) 手数料の有無についてもよく説明するよう、農業振興課に伝えておきます。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

本案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第9号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第6号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

報告第6号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月10日報告

最初に、1. の農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。

農地法第3条の届出の報告は、2件 7筆 合計面積1,893.41平方メートルです。

次に、2. の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

農地法第4条の届出の報告は、5件 9筆 合計面積5,085平方メートルです。

最後に、3. の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、15件 29筆 合計面積10,747.58平方メートルです。

いずれも、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が4件、その他の建物施設用地が1件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が12件、その他の建物施設用地が3件の届出がありました。

今月の専決処理の報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、質問、意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和7年第3回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後 3 時 28 分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和7年3月10日

流山市農業委員長

水代 啓司

流山市農業委員会委員

小崎 日土男

流山市農業委員会委員

鈴田 徹